（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第八条　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「第九条第一項」を「第五条の二第二項」に改める。

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　中野　洋昌

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月六日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第五十六号

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　譲渡担保契約
　第一節　譲渡担保契約の効力
　　第一款　総則
　　　第一目　通則（第三条―第十二条）
　　　第二目　根譲渡担保契約の効力（第十三条―第二十六条）
　　第二款　動産譲渡担保契約の効力
　　　第一目　総則（第二十七条―第三十九条）
　　　第二目　集合動産譲渡担保契約の効力（第四十条―第四十五条）
　　　第三目　登記又は登録を要する動産についての適用除外（第四十六条）
　　第三款　債権譲渡担保契約の効力
　　　第一目　総則（第四十七条―第五十二条）
　　　第二目　集合債権譲渡担保契約の効力（第五十三条・第五十四条）
　　第四款　その他の財産を目的とする譲渡担保契約の効力（第五十五条―第五十八条）
　　第五款　適用除外（第五十九条）
　第二節　譲渡担保権の実行等
　　第一款　動産譲渡担保権の実行等
　　　第一目　総則（第六十条―第六十五条）
　　　第二目　集合動産譲渡担保権の実行（第六十六条―第七十一条）
　　　第三目　強制執行等の特例（第七十二条―第七十四条）
　　　第四目　動産譲渡担保権の実行のための裁判手続（第七十五条―第九十一条）
　　第二款　債権譲渡担保権の実行
　　　第一目　総則（第九十二条・第九十三条）
　　　第二目　集合債権譲渡担保権の実行（第九十四条・第九十五条）
　　第三款　その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行（第九十六条）
　第三節　破産手続等における譲渡担保権の取扱い（第九十七条―第百八条）
第三章　所有権留保契約（第百九条―第百十一条）
第四章　罰則（第百十二条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　譲渡担保契約及び所有権留保契約の効力、譲渡担保権及び留保所有権の実行、破産手続におけるこれらの権利の取扱い等については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　譲渡担保契約　金銭債務を担保するため、債務者又は第三者が動産、債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第四節の規定により譲渡されるものに限る。以下この条、第二十三条第二項、第二十六条第一項第九号及び第五十五条において同じ。）その他の財産（次に掲げるものを除く。）を債権者に譲渡することを内容とする契約（第十六号ロに掲げるものを除く。）をいう。

イ　抵当権の目的とすることができる財産（次に掲げるものを除く。）

(1)　農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）第二条第一項に規定する農業用動産（第三十九条第一項から第三項までにおいて「農業用動産」という。）

(2)　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による登録を受けた自動車（大型特殊自動車で建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第二条に規定する建設機械であるものを除く。第三十九条第四項において「登録自動車」という。）

ロ　特許権、実用新案権、意匠権及びこれらの実施権、商標権及びその使用権、育成者権及びその利用権、特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利並びに防護標章登録に基づく権利

二　譲渡担保財産　譲渡担保契約の目的である財産をいう。

三　譲渡担保権　譲渡担保財産の譲渡を受ける者が譲渡担保契約に基づいて譲渡担保財産について取得する権利をいう。

四　譲渡担保権者　譲渡担保権を有する者をいう。

五　譲渡担保権設定者　譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保財産を譲渡する者（その者が譲渡担保財産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。

六　動産譲渡担保契約　譲渡担保契約のうち、動産を目的とするものをいう。

七　譲渡担保動産　動産譲渡担保契約の目的である動産をいう。

八　動産譲渡担保権　譲渡担保動産の譲渡を受ける者が動産譲渡担保契約に基づいて譲渡担保動産について取得する権利をいう。

九　動産譲渡担保権者　動産譲渡担保権を有する者をいう。

十　動産譲渡担保権設定者　動産譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保動産を譲渡する者（その者が譲渡担保動産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。

十一　債権譲渡担保契約　譲渡担保契約のうち、債権を目的とするものをいう。

十二　譲渡担保債権　債権譲渡担保契約の目的である債権をいう。

十三　債権譲渡担保権　譲渡担保債権の譲渡を受ける者が債権譲渡担保契約に基づいて譲渡担保債権について取得する権利をいう。

十四　債権譲渡担保権者　債権譲渡担保権を有する者をいう。

十五　債権譲渡担保権設定者　債権譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保債権を譲渡する者（その者が譲渡担保債権について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。